

- 2 地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市2町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については、24人とする。
- 3 選挙区については、全市域で1選挙区とする。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 新市に1つの農業委員会を置き、1市2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定に基づく任期等に関する特例を適用し、平成18年9月30日までの間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 2 新市の農業委員会の選挙による委員の最初の選挙における定数は、30人とする。

8 一般職の職員の身分の取扱い

- 1市2町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
 - 2 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。
 - 3 職務については、合併時に職名とともに級別職務分類表を統一する。
 - 4 職員の給与制度については、給料表の取扱いを含め合併時に統一する。
 - 5 現職員については、現給を保障する。

9 特別職の職員の身分の取扱い

1市2町の特別職の職員については、合併に伴い1市2町の法人格が消滅するため、その身分を失う。

新市における特別職の職員の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 法令の定めるところにより、市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置き、その給料等については、類似団体の常勤特別職の給料額等を参考に調整する。